

別 紙

「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農会第 1148 号農林水産技術会議事務局、林野庁長官及び水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第 1 条～第 3 条（略） （告発の受付窓口） 第 4 条 ガイドライン第 3 章第 3 による農林水産省における研究活動の特定不正行為に関する告発の受付窓口は、農林水産技術会議事務局 <u>研究企画課</u> （以下単に「受付窓口」という。）とする。 第 5 条～第 2 8 条（略） 別表（略）	第 1 条～第 3 条（略） （告発の受付窓口） 第 4 条 ガイドライン第 3 章第 3 による農林水産省における研究活動の特定不正行為に関する告発の受付窓口は、農林水産技術会議事務局 <u>技術政策課</u> （以下単に「受付窓口」という。）とする。 第 5 条～第 2 8 条（略） 別表（略）